

平成 28 年 3 月 14 日

練馬区特別支援教育推進委員会（第 2 回） 会議要録

委員発言

（資料 4 「特別支援教育の充実方針の策定について」 関連）

- ・不登校の児童の中には、学校には登校できるが、教室には入れない子もいる。
- ・情緒障害等固定指導学級について、文京区では 2 校で通常学級との連携を図りながら実施している。授業時間数としては、固定学級と通常学級が半々であり、すべて固定学級で学習するというものではないので、柔軟な対応が必要となる。
- ・肢体不自由学級について、ニーズの把握が必要。また、練馬区として合理的配慮を行うべき範囲を明確にしておくべき。過度な配慮は、当該の保護者に精神的な負担をかけてしまう場合もある。
- ・言語障害と判定されていても、その他の障害が根底に隠れているケースもあるので注意が必要。
- ・中学校は小学校と比較して、知的障害学級の設置個所が少ないので、通学の距離が比較的長いことが課題となっている。
- ・区の西側だけではなく、北側も特別支援学級が手薄な状況である。
- ・現在では、両親ともに働くことが生活の前提となっている世帯も多く、送迎援助など福祉部門との連携も図ってほしい。
- ・特別支援教室はインクルーシブの理念に沿ったものであるが、現場では不安を抱えている面もある。教材・場所の確保や校内での協力体制など、開始年度の状況を踏まえながら、問題の解決をしてほしい。

（資料 6 「障害児等への支援方針の策定・運用について」 関連）

- ・緊急時の対応方法も十分考えておくべきである。行うべきことを行わない場合、区が不作為の責任を問われかねない。
- ・発達障害の状況があっても、根底には愛着障害を原因としている場合があり、配慮すべき事項が異なってくる。福祉部門との連携・ネットワーク等も必要である。
- ・校内において看護師が孤立しないように、学校内での理解を進めてほしい。また、校内研修の場も必要である。
- ・特に教室間の移動時に、看護師が担任と離れてしまう場合がある。その時に緊急事態が発生したときにどのように対応するのか、考慮しておく必要がある。

- る。
- ・大泉特別支援学校では、組織として医療的ケア部の他に指導医と学校長を交えた医療的ケア安全委員会を設置している。
 - ・学習指導要領では特別支援教育の充実が大きなウェイトを占めている。「校内委員会が対応していく」と運用基準にぜひ書き込んでほしい。

(資料7「学校生活支援シート」関連)

- ・このシートの活用にあたっては、アセスメントの考え方を取り入れるべきではなかろうか。子どもの特性と現場の熱意に相違が発生しないように、スーパーバイザー的役割を担う人的配置が必要である。

(資料9「区立・小中学校における医療的ケアが必要な児童・生徒の受入れについて」関連)

- ・資料によれば、大田区では「保護者が契約した医療従事者」がケアを行っている状況である。訪問看護ステーションが学校に入っているのではないかと推察する。区の直接実施ではなく、契約医療従事者に行ってもらう方法もあるようだ。